

公 募 公 告

当局において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

平成 31 年 3 月 6 日

分任支出負担行為担当官

東京港湾事務所長 酒井 敦史

1. 業務名

東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送

2. 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3. 業務の内容

本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
- (3) 東京都特別区内に営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
- (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 公募説明書の配布日時及び場所

(1) 配布日時

平成 31 年 3 月 6 日から平成 31 年 3 月 20 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9 時 30 分から 17 時 30 分まで

(2) 配布場所

〒136-0082 東京都江東区新木場 1-6-25

東京港湾事務所 品質管理課 契約審査係 電話 03-5534-1361

その他東京港湾事務所ホームページ(<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/>)からダウンロードすることも可能。

6. 申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

平成 31 年 3 月 20 日 18 時 00 分まで

(2) 提出場所

5. (2) に示す場所に、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。(郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。)

7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記 4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否 要

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、5. (2) に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成 31 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(4) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(5) 詳細は説明書による。

公 募 説 明 書

下記に掲げる業務に係る公募公告の詳細は、下記のとおりです。

1. 業務名

東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送

2. 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3. 業務の内容

本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

4. 本公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
- (3) 東京都特別区内に営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 申込書等の提出

4. に掲げる公募に参加する者に必要な要件を有することを証明するため、申込書（別紙様式 1）並びに 4.（2）、（3）の要件を有することが分かる資料の写しを提出すること。

6. 申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

平成 31 年 3 月 20 日 18 時 00 分まで

(2) 提出場所

以下に示す場所に持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

〒136-0082 東京都江東区新木場 1-6-25

東京港湾事務所 品質管理課 契約審査係 電話 03-5534-1361

7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記 4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否等

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

（１）申込書等については、日本語で記載すること。

（２）本手続についての照会窓口は、６．（２）に同じ。

（３）本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成 31 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

（４）暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

（５）本説明書に記載なき事項については、別添仕様書のとおりとする。

様式 1

申 込 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東京港湾事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号
印

平成 31 年 3 月 6 日付けで公募公告のありました「東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送」に係る公募に参加する者に必要な要件について審査されたく、下記書類を添えて申込ます。なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1. 公募説明書 4. (2) の要件を満たすことを証明する資料 | 別添のとおり |
| 2. 公募説明書 4. (3) の要件を満たすことを証明する資料 | 別添のとおり |

印
紙

- 2 係官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて係官に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 二 この契約の履行に関する受注者又は受注者の担当者との協議
- 三 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の係官を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの係官の有する権限の内容を、係官にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

（契約の変更）

第 4 条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更することができる。この場合において必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して契約期間を変更し、書面をもって定める。

2 受注者は、認可料金に変更が生じたときは、速やかに書面をもって発注者に通知し、発注者と受注者とが協議して契約料金を変更するものとする。

（一般的損害）

第 5 条 運送中における損害は、受注者が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 6 条 運送中における第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（修理費等）

第 7 条 運送のための運転材料及び修理費等は、一切受注者の負担とし、車両故障等の場合は代替車を配車するものとする。

（運送の指示）

第 8 条 発注者は、運送の都度、受注者の指定する乗車票等に必要な事項を記載して受注者に交付するものとする。

（代金の支払）

第 9 条 受注者は、運送料（以下「代金」という。）の請求については、給付した当月分を取りまとめ請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

（第三者による代理受理）

第10条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金）

第11条 発注者の責に帰すべき理由により、第9条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

二 第14条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

三 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

へ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 12 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約月より解除月の前月までの 1 ヶ月平均実績額に解約月から契約期間までの月数を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第 13 条 発注者は、契約期間内に、前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第 14 条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（紛争の解決）

第 15 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協

議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議して選定した第三者にその解決のあつせんを依頼するものとする。

(補 則)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、道路運送関係法令の定めるところによるものとし、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記のとおり契約した証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 年 月 日

発 注 者

住 所 : 東京都江東区新木場 1 - 6 - 25

分任支出負担行為担当官

氏 名 : 東京港湾事務所長 酒井 敦史 ㊟

受 注 者

住 所 :

氏 名 : ㊟

東京港湾事務所乗用自動車による旅客運送 仕様書

1. 概要

本業務は、乗用自動車による旅客運送をするものである。

2. 運送区間等

当所の指示する日時及び区間とする。

3. 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日より、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

4. 契約料金

関東運輸局認可の運賃及び料金とする。

5. 損害等の負担

運送中における損害及び運転材料並びに修理費等は受注者の負担とする。

6. 検収

本業務の検収は、3 ヶ月毎に行うものとし、検査職員による検査合格をもって検収とする。

7. 支払

代金の支払いは、上記検収後、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

なお、請求書には以下の書類を添付するものとする。

- (1) 当所の使用者が記入し、乗務員に渡した使用済みタクシー乗車券またはその写し
- (2) 請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券毎の明細書

8. 旅客運送における遵守事項

- (1) 乗務員は、当所の使用者が降車する時には、領収書またはそれに代わる使用金額が確認できる書面（以下「領収書等」という。）を使用者に漏れなく手交すること。
- (2) 乗務員は、当所の使用者がタクシー乗車券に使用料金等を記入するために、筆記具の貸与を申し出た際、鉛筆を避けてボールペン等の貸与に努めること。
- (3) 乗務員は、当所の使用者が、タクシー乗車券の次の必要項目に係る記入欄・記入枠が不足する場合において、当該タクシー乗車券の余白及び裏面等に補足的に記載した際、その記載内容を消去することなく、その記載を認めるものとする。こと。
 - 1) 使用者氏名、相乗り者氏名
 - 2) 使用日、乗車時間、下車時間
 - 3) 乗車地、経由地、降車地
 - 4) 使用料金（有料道路料金、高速料金を含む）
- (4) 受注者は、各乗務員に対して、上記(1)、(2)及び(3)の点を十分に周知すること。

(5) 受注者は、当所の使用者がやむを得ず領収書等を紛失した場合に、当所係官または当所の使用者から再発行を求めることがあり、この場合は必ずその申し出を受けなければならない。なお、この場合に再発行する領収書等は、通常の降車時に手交する書式に限定するものではない。

(6) 乗務記録の開示への協力

個々のタクシー使用に係る状況・実績等については、今後、会計検査院等国の機関等からの開示等の協力依頼が見込まれることから、「旅客自動車運送事業運輸規則」（昭和31年8月1日運輸省令第44号）第25条に規定する「乗務記録」について、当所から文書により、当該記録の開示の協力を求める場合がある。なお、この場合の当所から受注者に対する協力依頼は、行政庁としての公権力の行使によるものではないことから、当該時点において、受注者として協力できない場合には、その理由について、書面にて届け出る必要がある。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10. その他

各項以外に生じた事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

以上